

監 査 結 果 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項に基づき、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「当法人」という。）の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査結果報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の概要

(1) 監査方法の概要

監事は、一般的に認められた監査手続きに従い、役員会に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。また、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）並びに事業報告書、決算報告書の正確性について検討を加えました。

(2) 監査の結果

- ① 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く）は、当法人の財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認めます。
- ② 利益処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- ③ 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- ④ 決算報告書は、当法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- ⑤ 業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認めます。
- ⑥ 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及びその他法人の業務の適性を確保するための体制が適切に整備、運用されていることを認めます。
- ⑦ 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。

2 是正又は改善を要する事項

該当事項はありません。

3 その他監事が必要と認める事項

該当事項はありません。

令和6年 6月 14日

公立大学法人宮崎県立看護大学

監 事

柏 河 芳 徳

監 事

木 下 博 義